

水銀含有ばいじん等について 新たな対応が必要です！

地球的規模の水銀汚染の防止を目的とした「水銀に関する水俣条約」の締結に伴う、廃棄物処理法施行令等の改正により、水銀含有ばいじん等について新たな対応が必要になりました（平成29年10月1日施行）。

○対象となる水銀汚染物

- 水銀汚染物のうち、従来からの特別管理産業廃棄物に該当するものは除く。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を15mg/Lを超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

○水銀回収義務付け対象となる水銀汚染物

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注)} を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀 ^{注)} を1,000mg/L以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む

○必要な措置

- 処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	・「水銀含有ばいじん等」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 ・水銀回収が義務付けられているものは、水銀回収が可能な事業者へ委託
処分・再生	・水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置 ・水銀回収の対象となるものは、ばい焼又はその他の加熱工程により水銀を回収

- 情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
業の許可証	・取り扱う廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること ※平成29年10月1日より前にこれらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要。
委託契約書	・委託する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」が含まれること ※平成29年10月1日より前に締結している委託契約書については、次の更新時にこれらの廃棄物が含まれる旨を記載。 なお、自動更新規定を含む契約書は、覚書等によりこれらの廃棄物が含まれる旨規定することが望ましい。
マニフェスト	・産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること、また、その数量
廃棄物保管場所の掲示板	・産業廃棄物の種類欄に「水銀含有ばいじん等」が含まれること
帳簿	・「水銀含有ばいじん等」に係るものであることを明らかにすること(自ら運搬又は処分する場合)

【お問い合わせ先】大阪府 環境農林水産部

- 泉州地域以外：循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 06-6210-9570
 - 堺市を除く泉州地域：泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 072-437-2530
- ※排出場所が大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市にある場合は各市役所へお問い合わせください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshohido/report/suigin_oshirase.html

大阪府 水銀 新たな対応

検索